

令和6年度 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日（火）午前10時00分から午前10時32分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員（12人）

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪	10番 永尾佐登志
11番 戸田耕助	13番 春日亀千恵子	14番 岡村高史

4. 欠席委員（2人）

7番 桐谷輝美 12番 松村英二

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第14号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

栗屋孝弘

農業委員会事務局局長補佐

小茂田聡

農林水産部農林しいたけ課係長

洲河直樹

中対馬振興部地域振興課主任

平松馨

上対馬振興部地域振興課主事

縫田雄大

7. 会議の概要

議長

お早うございます。

ただいまより、令和6年度 対馬市農業委員会 第8回総会を開会いたします。桐谷輝美委員及び 松村英二委員より、欠席の届出がっております。現在の農業委員定数は、14名。本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、小宮正至委員及び、永尾佐登志委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第14号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料の提供について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第14号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。農地法第52条の規定により、全ての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

公表値はすべて10aあたり1年間の金額となっております。田の賃借料平均額は3,016円、最高額は9,460円、最低額は290円で、データ数は109件でございます。畑の賃借平均額は3,000円、最高額および最低額とも3,000円で、データ数は1件でございます。

なお、次ページからの別添資料1は、令和6年1月1日からの1年間の賃借をまとめたものでございます。賃借金額が0円のものは、データ数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。賛成多数です。

議案第14号は、原案のとおり許可することに決定しました。

日程5、「その他」ですが、何かございますか。

10番 永尾佐登志委員

お尋ねしたいことがあります。水田を新たに1・2年休耕後にまた耕作するようになった場合には、草薙とかして田んぼにすると、お金が出る訳ですか？一応地区の方から聞かれた場合答えないといけないので。その人達が言うには、農林しいたけ課の方で言われたと。米の値段が上がったものだから、今年、休耕した田んぼを草刈りとかして作るようにしているんです。その人達が言うには、一反当たり何万か出ると聞いたのだけど、どんなもんですかね？

農林しいたけ課 洲河係長

地域計画の座談会の方でもご説明しましたが、県の農業振興公社の事業ですね。下刈とか簡易な耕作放棄地の解消にかかる費用として、10a当たり4万3千円の補助が出る制度があります。但し、それは中間管理で契約をした農地に限られますので、ご自分でされる場合は対象外ということです。

10番 永尾佐登志委員

私も耕作放棄地では出していない（農地利用状況調査）んですよ。1年位の所は多分又作るだろうけと思うて、1年だけ休耕した所が、何年か前に薙いで、薙ぐといっても1年位でそう荒れてないし、どんなもんか一応聞いこうと思うて。

農林しいたけ課 洲河係長

再生可能な農地ということですね。

10番 永尾佐登志委員

再生可能はそうなのですが、そんなことが出来るのか思うたので聞いてみました。今年は間に合わないからとか何か言われたそうで。大体〇〇地区の場合は、公社を通さず自分たちで相対で米を一反当たり1合やるとか2合やるとかそういうようなやり方でやっていた。

農林しいたけ課 洲河係長

相対契約の場合は対象外になります。

10番 永尾佐登志委員

一応登録しとかないかとですね。

農林しいたけ課 洲河係長

そういうことになります。聞かれたらそのようにお答えください。

11番 戸田耕助委員

私達の所で、今の話と関係あるのですが、長崎県の方に貸しているのですね、金も動いている訳です。ところが金を貰った男が耕してくれないんですね。もう草ぼうぼうで、この場合私達が請求というか言う権利はあるのでしょうか？草ぼうぼうだから何とかしてやらないといけないと思うのですが、貸した方が困る訳

ですね。貸した方は自分に金が入らない。借りた者は金が入っている。ところがその男は耕してくれない。私達農業委員会がどうにかせんかと言う権利があるのかどうか。

農林しいたけ課 洲河係長

間に入っているのは農地バンク、県の公社が言うべきなんですけど、県の公社の事業を農林しいたけ課が委託を受けていますので、私達の方が言う権利があります。

1 1 番 戸田耕助委員

では、農林しいたけ課の方に連絡しなければいけないんですね。

農林しいたけ課 洲河係長

はい。〇〇さんとか担当がいますので。その方に言ってもらえれば。

1 1 番 戸田耕助委員

皆綺麗にしているのに、一ヶ所だけ草ぼうぼうで見苦しいので。解りました。

1 番 永留正司委員

中山間管理事業というのがあるじゃないですか。それであれば地区が纏まって、年間の補助金が来ていますよね、面積当たりで、まとめて共同事業しとるじゃないですか。協力して、草薙とか畔薙ぎとか、だから耕作してない所も手入れをするように決まっていますね。耕作しなくても畔を薙いだり農道を整備したり。そういうのは地区で話し合われて、すればいいんでないでしょうか。

1 1 番 戸田耕助委員

今の問題ですけど、確かに組合を作っています。私〇〇地区なんですけど、その中で纏めてやっているのですけど、その中で出し手と借り手がいるのですよね。出し手は出したままで金が入ってこない。借り手は私は反別に金を出しているのですよ。借り手がやってもらわなきゃだと思っんですよ。〇〇生産管理組合を作って、私は組合長になってやっているのですけど、扱ってない借り手に言うべきだと思うのですよ。それを誰が言うかなと思って。それでOKだったら、農林しいたけ課にお願いしたい。農林しいたけ課さんいいですね。

農林しいたけ課 洲河係長

組合を作っている中での話で補助金を貰っている訳ですね。そしたら地区内での事になると思います。私が先程言ったのは、それぞれの農地中間管理事業での契約している分の事しか言っていない。中山間の補助金を使われて、先程永留委員が言われたような、組合内で下刈りなり管理をする分があればと思うのですけど。

1 1 番 戸田耕助委員

組合は確かに全体分は貰っていますが、そこには金は動かず、動いたのは借り手なんです。私達組合は、それを配当をしているだけで、通帳は確かに組合が

保管して、出したのは反別を調べてそこに出している。大きな組合の中に5・6軒位の小さな組合があって、その人がやってくれないんですよ。そこに文句を言いたいんだけど、だれが言うべきかと聞いたかったです。どこかが言ってもらわないとこのままで、貸した方は田んぼは貸したが扱ってくれないは、借り手は金を貰ったが扱わんのでは、何とかしなければいけない。それをどうすればいいかと思って。

農林しいたけ課 洲河係長

農地中間管理事業で使われている？中山間事業とは別に？

1 1 番 戸田耕助委員

はい。使っています。

農林しいたけ課 洲河係長

両方使われている？

1 1 番 戸田耕助委員

使っています。

農林しいたけ課 洲河係長

その場合はこちら（農林しいたけ課）で話します。

1 1 番 戸田耕助委員

はい。解りました。

5 番 杉原要委員

少し古い案件ですが訪ねたいことがあるのですが、令和〇〇年度にあったものですから、現在の委員さんは関わってない案件になりますけど、この前この土地を見てきたという事があったものですから、〇〇で〇〇を作るという事で、農用地区域の除外をした案件があって、当時の委員さんであれば記憶にあると思うんですけど、〇〇の跡地利用をしようという事で、その中にある農地を一筆だけ除外したのですが、先日そこを通った時に農地のまま綺麗なままであるからですね、私達が通した除外の分がその後どうなっているかと。〇〇を作るという事で、その田を一筆だけ除外したのですが、この計画がどうなっているか分かりませんが、私たちが関わった案件ですので、その後の経過というのがどうなったか知りたいと思って出してみたのですが、これは令和〇〇年〇〇月〇〇日の総会で出た案件なんですが、以前1 1 番の戸田さんも尋ねられた分で、そこを事務局でその後どうなっているか、結局は除外したけども、何も出来ていないという事になれば、何の為に案件を審査したのかという事になる訳で、そこを次回の総会の時にでも進捗状況を教えてほしいと思います。

事務局長

事務局としてもメンバーが変わったりしていますので、中身を良く精査して相手方と協議して次の総会までには説明できるようにしたいと思います。

23番 永留静雄推進委員

土地改良区の件ですが、それを解散する場合にはどの様にすれば良いか教えていただきたい。

農林しいたけ課 洲河係長

以前そういう話を地区の方から聞いたのですが、担当が違うので詳しくは判らないのですが、具体的に話が進んでいるとは聞いてないのですが。

23番 永留静雄推進委員

土地改良となれば皆さん自分の土地を提供するじゃないですか、組合にですね。だから解散する場合に、それぞれの個人の印鑑証明が必要なのかというのがあると思うんですよね。だんだん世代が変わって行って、持ち主が変わって行って印鑑が必要かそこら辺をききたいと思います。

農林しいたけ課 洲河係長

具体的に私はこの場で説明は出来ないのですが、地区で話を進めていただいて、農林しいたけ課の方に正式にというか、ご相談していただければ大丈夫だと思います。

9番 太田深雪委員

土地改良区の解散を〇〇でしたんですけど、〇〇組合のですね。それは大変です。1年半か2年位。もちろん印鑑も要るし、それぞれに土地を返してもらうから、そういう書類をずっと一人携わって1年間、1年といわなかったかな、やっとな去年解散になって自分の土地になったんですけど、それは大変な事務手続きが必要です。

23番 永留静雄推進委員

私が思うにはその土地改良組合が法人になっているから、特に皆さんの土地は提供されているんです。だから非課税なんです。それを自分のものにするには、それぞれが同意をして、印鑑をついて、個人に戻すしかないので難しいと思うんで、聞きたいなと思ったんです。簡単にいかないと思うんです。

議 長

他にないですか。

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

春の彼岸も終わり、一日ごとに温かさが増しており、木々の芽吹きに春の訪れを感じるようになってまいりました。農作業も忙しくなる季節となりましたが、体に気を付けて作業に励んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第8回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。